## 動物用医薬品店舗販売業許可申請

## ア)動物用医薬品店舗販売業許可申請〈店舗〉

動物用医薬品を店舗において販売し、又は授与する業態です。

店舗管理者として薬剤師がいなければなりません。

ただし、農林水産大臣が指定する医薬品以外の動物用医薬品のみを販売する場合は、店舗管理者として薬剤師に代わり動物用医薬品登録販売者でも販売可能です。

- \*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律:以下、「法」という
- \*動物用医薬品等取締規則:以下、「取締規則」という

▼劉彻用区	薬品等取締規則:以下、「取締規則」という 「	1	1
	文 書 名	根拠法令等	様式
申請書	・動物用医薬品店舗販売業許可申請書 ※1	法第 26 条	様式第34号
(必須)		取締規則第92条	
添付書類	・店舗平面図	法第 26 条第 3 項の 1	
	・申請者以外の者を管理者とする場合、店	法第 26 条第 3 項の 2	参考様式3
	  舗管理者の氏名、住所を記載した書類		
	・申請者・管理者以外に実務に従事する薬	法第 26 条第 3 項の 3	参考様式3
	  剤師又は登録販売者の氏名、住所を記載し		
	た書類		
	・販売する動物用医薬品の区分を記載した	法第 26 条第 3 項の 4	参考様式4
	書類	  取締規則第 92 条第 3 項	
	・店舗以外の場所にいる者に対して動物用	法第 26 条第 3 項の 5	参考様式5
	  医薬品を販売する場合(特定販売)	取締規則第92条第4項	
	  ①その者との通信手段		
	  ②特定販売する動物用医薬品の区分		
	  ③特定販売の広告に店舗名称以外の名称を		
	記載する場合はその名称		
	④インターネットを利用する場合はホーム		
	ページアドレス		
	・登記事項証明書(法人の場合)※2	取締規則第 92 条第 5 項	
1			

・薬事に関する業務に責任を有する役員	法関係事務に係る技術的な	
【責任役員】の範囲を示す書類:定款、組織	助言について第2の1	
規程(図)又は業務分掌表等(法人の場合)		
・薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し	取締規則第 92 条第 5 項	
・管理者又は管理者以外に薬剤師、登録販		参考様式1
売者を雇用する場合は、その者の免許証又		
は登録証の写し及び申請者とその者の関係		
を証する書類 ※2		
・登録販売者を店舗管理者とする場合、	取締規則第 102 条第 2 項	参考様式2
実務 (業務)経験を証明する書類		
・店舗の所在地を示す付近の略図		
・許可手数料(和歌山県証紙)		
29,000円		

- ※1 内容確認のために連絡させていただくことがあるので、参考事項欄に担当者名と連絡先を記載して下さい。
- ※2 法に基づく他の許可の申請又は届出に関して、和歌山県知事に概ね3ヶ月以内に提出された書類については、 原本の提出は省略できます(写しの提出で対応できます)。

この場合、参考事項欄に、写しで提出する書類名及び原本の提出先を記載して下さい。

## イ)動物用医薬品特例店舗販売業許可申請 <特例>

動物用医薬品のうち知事が指定する品目に限り、店舗において販売し、又は授与する業態です。 \*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律:以下、「法」という

\*動物用医薬品等取締規則:以下、「取締規則」という

	文 書 名	根拠法令等	様式
申請書	・動物用医薬品特例店舗販売業許可申請書	法第 26 条	様式第35号
(必須)	<b>*1</b>	取締規則第92条	
添付書類	・店舗平面図	法第 26 条第 3 項の 1	
	・販売する動物用医薬品の区分を記載した	法第 26 条第 3 項の 4	参考様式4
	書類		
	・店舗以外の場所にいる者に対して動物用	法第 26 条第 3 項の 5	参考様式 5
	医薬品を販売する場合(特定販売)※3	取締規則第92条第4項	
	①その者との通信手段		
	②特定販売する動物用医薬品の区分		
	③特定販売の広告に店舗名称以外の名称を		
	記載する場合はその名称		
	・法人の場合は登記事項証明書 ※2	法第 26 条第 3 項の 6	
		取締規則第92条第5項	
	・販売指定品目一覧		参考様式 6
	・店舗の所在地を示す付近の略図		
	・許可手数料(和歌山県証紙)		
	29,000円		

- ※1 内容確認のために連絡させていただくことがあるので、参考事項欄に担当者名と連絡先を記載して下さい。
- ※2 法に基づく他の許可の申請又は届出に関して、和歌山県知事に概ね3ヶ月以内に提出された書類については、 原本の提出は省略できます(写しの提出で対応できます)。

この場合、参考事項欄に、写しで提出する書類名及び原本の提出先を記載して下さい。

※3 特定販売について

特例店舗販売業は、地域の動物用医薬品入手の利便性向上を目的としていることから、その販売は店舗周辺地域に限定されています。

インターネットを活用した販売は、当該許可の趣旨と異なるため、インターネットを活用した販売を実施する 場合は、店舗販売業の許可を取得して下さい。

なお、電話、FAX での受注販売、新聞やちらしの広告についても地域限定で行って下さい。